

第3期町田市子ども・子育て支援事業計画の変更について

2026年2月

町田市

1 計画の変更について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が制定され、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項が改正されました。これを受け、2026年4月1日付で、第3期町田市子ども・子育て支援事業計画で該当する部分について変更します。

法律の概要

- こども誰でも通園制度が2026年4月1日付で「乳児等のための支援給付」として給付化され、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項となる
（2025年度までは、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ）
- 「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項となる

2 変更の内容について

（1）乳児等通園支援事業

子ども・子育て支援法に基づく全国一律の給付制度として、教育・保育事業と同様に、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とし、区域別の量の見込みと確保の内容を記載します。なお、確保の内容については、乳児等通園支援事業の実施園の定員数に合わせて更新します。

（2）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

乳児等通園支援事業は満3歳未満までの子どもが対象となるため、満3歳以降に教育・保育に利用を移行する体制について、考え方を記載します。

（3）計画の構成

- 「3 地域子ども・子育て支援事業」内の「⑰乳児等通園支援事業」を削除します。
- 「2 教育・保育事業」を変更し、乳児等通園支援事業及び「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保」の事項を追加します。

第3期町田市子ども・子育て支援事業計画（計画「第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策」）新旧対照表

____・□は変更部分

変更後	変更前
1 子ども・子育て支援事業計画	1 子ども・子育て支援事業計画
(略)	(略)
2 教育・保育事業及び乳児等通園支援事業	2 教育・保育事業
(略)	(略)
(1) 提供区域	(1) 提供区域
子ども・子育て支援事業計画において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。 本市において、教育・保育事業及び乳児等通園支援事業の提供区域は、上記条件を総合的に勘案し、各地域子育て相談センターをはじめとする子ども施策のいくつかで活用している、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とします。	子ども・子育て支援事業計画において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。 本市において、教育・保育事業の提供区域は、上記条件を総合的に勘案し、各地域子育て相談センターをはじめとする子ども施策のいくつかで活用している、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とします。
(2) 教育・保育事業の量の見込み・確保方策など	(2) 量の見込み・確保方策など
(略)	(略)

(3) 乳児等通園支援事業の量の見込み・確保方策など

乳児等通園支援事業では、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子どもに対して、保育所等で適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。2024年度実績をもとにニーズ量を算出し、確保の内容については、事業実施施設の定員数及び受入時間から年間及び月間の定員を算出しています。

■量の見込み

①市全体

年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳	222	612	1,380	1,380	1,380	1,380
		26	69	115	115	115	115
	1歳	255	939	2,244	2,244	2,244	2,244
		31	113	187	187	187	187
	2歳	401	1,133	2,568	2,568	2,568	2,568
		47	129	214	214	214	214
確保の内容 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳	878	2,684	6,192	6,192	6,192	6,192
		104	310	516	516	516	516
	1歳	369	1,020	1,848	1,848	1,848	1,848
		43	115	154	154	154	154
	2歳	425	1,564	2,736	2,736	2,736	2,736
		51	187	228	228	228	228
合計		668	1,888	3,912	3,912	3,912	3,912
		78	214	326	326	326	326
不足数		1,462	4,472	8,496	8,496	8,496	8,496
		172	516	708	708	708	708

②地域別

ア 堺地域

年度		2024※ (実績見込み)	2025※ (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			108	108	108	108
				9	9	9	9
	1歳			204	204	204	204
				17	17	17	17
	2歳			204	204	204	204
				17	17	17	17
合計				516	516	516	516
				43	43	43	43
確保の内容 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			108	108	108	108
				9	9	9	9
	1歳			204	204	204	204
				17	17	17	17
	2歳			228	228	228	228
				19	19	19	19
合計				540	540	540	540
				45	45	45	45
不足数				—	—	—	—

イ 忠生地域

年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			312	312	312	312
				26	26	26	26
	1歳			408	408	408	408
				34	34	34	34
	2歳			732	732	732	732
				61	61	61	61
合計				1,452	1,452	1,452	1,452
				121	121	121	121
確保の内容 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			708	708	708	708
				59	59	59	59
	1歳			600	600	600	600
				50	50	50	50
	2歳			1,428	1,428	1,428	1,428
				119	119	119	119
合計				2,736	2,736	2,736	2,736
				228	228	228	228
不足数				—	—	—	—

※ 2025年度までは地域子ども・子育て支援事業として1つの提供区域で実施していたため、ア～オの地域別の数値は2026年度以降を記載。

変更後

変更前

ウ 町田地域

年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			324	324	324	324
				27	27	27	27
	1歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
	2歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
	合計			1,548	1,548	1,548	1,548
				129	129	129	129
確保の内容 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			372	372	372	372
				31	31	31	31
	1歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
	2歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
	合計			1,596	1,596	1,596	1,596
				133	133	133	133
不足数				—	—	—	—

エ 鶴川地域

年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			216	216	216	216
				18	18	18	18
	1歳			408	408	408	408
				34	34	34	34
	2歳			408	408	408	408
				34	34	34	34
	合計			1,032	1,032	1,032	1,032
				86	86	86	86
確保の内容 (各年齢 上段 : 人/年、 下段 : 人/月)	0歳			216	216	216	216
				18	18	18	18
	1歳			708	708	708	708
				59	59	59	59
	2歳			804	804	804	804
				67	67	67	67
	合計			1,728	1,728	1,728	1,728
				144	144	144	144
不足数				—	—	—	—

変更後

変更前

オ 南地域

年度		2024 (実績見込み)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月)	0歳			420	420	420	420
				35	35	35	35
	1歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
	2歳			612	612	612	612
				51	51	51	51
確保の内容 (各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月)	合計			1,644	1,644	1,644	1,644
				137	137	137	137
	0歳			444	444	444	444
				37	37	37	37
	1歳			612	612	612	612
不足数				51	51	51	51
	2歳			840	840	840	840
				70	70	70	70
	合計			1,896	1,896	1,896	1,896
				158	158	158	158

(4) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(略)

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(略)

(5) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠は、幼稚園及び認定こども園の満3歳クラス等により、確保がされている状況です。今後の利用状況により不足が見込まれる場合は、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努め、乳児等通園支援事業を利用していた子どもが満3歳以降、教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう、支援します。

変更後

3 地域子ども・子育て支援事業

保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」では18の事業を「地域子ども・子育て支援事業」と定め、計画的な提供体制を確保することとしています。

■地域子ども・子育て支援事業

項番	事業名	備考
1	利用者支援事業	
2	子育てひろば：地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）：子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター：子育て援助活動支援事業	
8	一時預かり事業	
9	延長保育：時間外保育事業	
10	病児・病後児保育：病児保育事業	
11	学童保育クラブ：放課後児童健全育成事業	
12	補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	新規
15	児童育成支援拠点事業	新規
16	親子関係形成支援事業	新規
17	—	
18	産後ケア事業	新規
19	妊婦等包括相談支援事業	新規

(1) 提供区域

(略)

変更前

3 地域子ども・子育て支援事業

保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」では19の事業を「地域子ども・子育て支援事業」と定め、計画的な提供体制を確保することとしています。

■地域子ども・子育て支援事業

項番	事業名	備考
1	利用者支援事業	
2	子育てひろば：地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）：子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター：子育て援助活動支援事業	
8	一時預かり事業	
9	延長保育：時間外保育事業	
10	病児・病後児保育：病児保育事業	
11	学童保育クラブ：放課後児童健全育成事業	
12	補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	新規
15	児童育成支援拠点事業	新規
16	親子関係形成支援事業	新規
17	乳児等通園支援事業	新規
18	産後ケア事業	新規
19	妊婦等包括相談支援事業	新規

(1) 提供区域

(略)

変更後		変更前							
(2) 量の見込み・確保方策など		(2) 量の見込み・確保方策など							
(①～⑬、⑮、⑯ 略)		(①～⑬、⑮、⑯ 略)							
(削除)		⑰乳児等通園支援事業							
		所管課	保育・幼稚園課、子育て推進課						
		事業内容	保育所等に入所していない満3歳未満の子どもに対して、保育所等で適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。						
		対象年齢／単位	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満までの子ども／利用人数（人／年・月）						
		算出方法	【ニーズ量】 2024年度実績を基に算出 【確保の内容】 事業実施施設の定員数及び受入時間から年間及び月間の定員を算出						
		今後の方向性	本市では、2026年度からの本格実施を見据えた事業である「未就園児預かり推進事業」を、2024年度から実施しています。2025年度以降は2024年度の利用状況を踏まえ、確保内容の拡充を行います。利用状況等が確保量の見込みと大きくかい離している場合は、適切に見直しを行います。						
		量の見込み							
		年度	2024 （実績見込み）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）	
		ニーズ量 （各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月）	0歳	222	612	1,380	1,380	1,380	1,380
				26	69	115	115	115	115
1歳	255		939	2,244	2,244	2,244	2,244		
	31		113	187	187	187	187		
2歳	401		1,133	2,568	2,568	2,568	2,568		
	47		129	214	214	214	214		
合計	878		2,684	6,192	6,192	6,192	6,192		
	104		310	516	516	516	516		
確保の内容 （各年齢 上段 ：人／年、 下段 ：人／月）	0歳	369	1,020	1,380	1,380	1,380	1,380		
		43	115	115	115	115	115		
	1歳	425	1,564	2,244	2,244	2,244	2,244		
		51	187	187	187	187	187		
	2歳	668	1,888	2,568	2,568	2,568	2,568		
		78	214	214	214	214	214		
	合計	1,462	4,472	6,192	6,192	6,192	6,192		
		172	516	516	516	516	516		
不足数	—	—	—	—	—	—			